

第6回統計委員会・第8回基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成20年2月18日(月) 15:00~17:20

2 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第1特別会議室

3 出 席 者

【委員】

竹内委員長、吉川委員長代理、大守部会長代理、阿藤委員、大沢委員、佐々木委員、出口委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員

【統計委員会運営規則第3条及び6条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、
文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、
農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、
国土交通省総合政策局情報管理部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長
日本銀行調査統計局審議役(統計担当) 東京都総務局統計部長

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長
貝沼総務省政策統括官(統計基準担当)

4 議事次第 (1) 専門委員の発令等について

- (2) 総務大臣からの諮問第6号「平成20年に実施される社会教育調査の計画について」
- (3) 総務大臣からの諮問第7号「特定サービス産業実態調査の改正について」
- (4) 部会の審議状況について
- (5) 諸外国における主要な統計について
- (6) その他

5 議事概要

(1) 竹内委員長から、資料1により専門委員の発令、資料2により部会に属すべき専門委員の指名及び資料3により基本計画部会の各ワーキンググループの構成員について報告がされた。

(2) 総務大臣からの諮問第6号「平成20年に実施される社会教育調査の計画について」

會田総務省統計審査官から、資料4に基づき、諮問内容の説明が行われ、その後、本諮問については、人口・社会統計部会に付議されることとなった。質疑の際の主な意見は次のとおり。

- ・ 施設の設置状況のみならず、施設でのサービスの提供状況などの活動面の把握についても、検討してもらいたい。

(3) 総務大臣からの諮問第7号「特定サービス産業実態調査の改正について」

犬伏総務省統計審査官から、資料5に基づき、諮問内容の説明が行われ、その後、本諮問については、産業統計部会に付議されることとなった。質疑の際の主な意見は次のとおり。

- ・ SNAの新しい基準(Rev.1)では、無形固定資産のより詳細な推計が勧告される見込みであることから、無形固定資産について取得額だけではなくその内訳なども調査することを検討してもらいたい。
- ・ 経済センサスも含め、統計体系における今後のサービス統計整備において、特定サービス産業実態調査がどのように位置づけられるのかを明確にしてほしい。

(4) 各部会での審議状況について

前回の統計委員会において総務大臣から諮問された医療施設調査及び患者調査に関し、平成20年2月12日に開催された第5回人口・社会統計部会での審議状況について、資料6に基づき、阿藤部会長から報告があった。

各委員の主な意見は次のとおり。

- ・ 経営に関する情報は必要になると思われるがセンシティブなので医療施設調査では調査しないとのことだが、経営情報がセンシティブなのは医療分野に限らない。当面の方策として、医療経済実態調査とのリンケージを考えるというのは妥当。
- ・ 経営についても調査している医療経済実態調査と医療施設調査のリンケージなどの議論は基本計画部会で行うことが適当。
- ・ 医療に対する世の中への関心は非常に高く、その基本的な統計がそろっているかは統計委員会のいずれかの場でチェックすべき問題。
- ・ 医師の地域的偏在や過重労働などが社会的な問題となっているが、どの診療科目、どの地域でそのような問題が生じているかなどが明確になることが望ましい。
- ・ 重要なポイントは大規模病院で適切な高度医療が行われることであり、そのためには医療機関の健全な経営が不可欠。そのような意味でも、医療の施設面と経営面の関係が分かるような統計の枠組みを将来に向けて検討すべき。
- ・ 経済センサスとの関係を整理した上で、今後医療施設調査や関連する調査をどう展開させていくべきか議論すべき。

(5) 諸外国における主要な統計について

貝沼総務省政策統括官から、資料7に基づき、諸外国における重要な統計の指定の状況について説明が行われた。

各委員の主な意見は次のとおり。

- ・ 我が国の基幹統計の考え方は比較的ニュージーランドに近い。人々の関心が高いもの、といったあくまでユーザーの立場を基本に議論すべき。

- ・ 調査統計に基づく基幹統計と、業務統計に基づく基幹統計や加工統計としての基幹統計をきちんと区別しないと議論が混乱する。
- ・ 基幹統計の指定により、その作成を目的とした基幹統計調査について、報告者の申告義務が発生したり関係事務の地方委託が可能となるといった法的効果が生じるので、そうした実務面にも配慮して指定を行うべき。
- ・ いくつかの統計を統合して基幹統計を指定する場合、その統合の範囲は利用する人々にとって分かりやすいものであるべき。
- ・ 基幹統計の指定に当たっては、統計法に即すること、既存の統計にとらわれず統計のあるべき姿やニーズを重視すること、基幹統計調査の調査票に申告義務を明示することなどに留意が必要。

(6) その他

次回の委員会は3月10日(月)の15:00~17:00に開催することとなった。

統計委員会ホームページ内に、統計改革についての意見募集欄が設けられることが紹介された。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>